

第 7 0 号議案

芦屋市印鑑条例及び芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市印鑑条例及び芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

窓口で個人番号カードの提示による印鑑登録証明書の交付を行うため、印鑑登録証明書の交付に係る手続及び手数料の額を定めるほか電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する関係規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市印鑑条例及び芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

(芦屋市印鑑条例の一部改正)

第1条 芦屋市印鑑条例(昭和50年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(証明書の交付) 第14条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者であつて、 <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u> 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けているものが第1項に規定する申請をしようとするときは、 <u>個人番号カードを提示することをもつて、登録証を添えることに代えることができる。</u> この場合において、当該印	(証明書の交付) 第14条 (略) 2 (略)

改正後	改正前
<u>鑑登録者は、規則で定める暗証番号を入力しなければならない。</u> 4 <u>前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、当該印鑑登録者は、規則で定める暗証番号を入力しなければならない。</u> （印鑑登録証明の制限） 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録の証明をすることができない。 (1) <u>登録証若しくは個人番号カードの提示がないとき（第14条第4項の規定による申請を除く。）、又は提示された登録証若しくは個人番号カードが著しく損傷し、識別が困難なとき。</u> (2) 印鑑登録証明申請書の提出がないとき（第14条第4項の規定による申請を除く。）、又は所定の事項が記入されていないとき。	3 <u>前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> （印鑑登録証明の制限） 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録の証明をすることができない。 (1) 登録証の提示がないとき（第14条第3項の規定による申請を除く。）、又は提示された登録証が著しく損傷し、<u>登録番号が判読できないとき。</u> (2) 印鑑登録証明申請書の提出がないとき（第14条第3項の規定による申請を除く。）、又は所定の事項が記入されていないとき。

改正後	改正前
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
(5) 第14条第3項又は第4項の場合において、暗証番号が正しく入力されなかつたとき。	
(6) (略)	(5) (略)

(芦屋市印鑑条例の一部改正)

第2条 芦屋市印鑑条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(証明書の交付)	(証明書の交付)
第14条 (略)	第14条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するもの	4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するもの

改正後	改正前
をいう。)を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、当該印鑑登録者は、規則で定める暗証番号を入力しなければならない。	をいう。)を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、当該印鑑登録者は、規則で定める暗証番号を入力しなければならない。

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第3条 芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係（略）				1 総務関係（略）			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～6	(略)	(略)	(略)	1～6	(略)	(略)	(略)
7	芦屋市印鑑条例 (昭和50年芦屋市条例第21号) 第14条第2項から第4項までの規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書の交付手	1通につき 300円	7	芦屋市印鑑条例 (昭和50年芦屋市条例第21号) 第14条第2項又は第3項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書の交付手	1通につき 300円
8～37	(略)	(略)	(略)	8～37	(略)	(略)	(略)
3 建設関係～5 その他共通関係（略）				3 建設関係～5 その他共通関係（略）			

附 則

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）附則第 1 条各号列記以外に定める部分の規定により政令で定める日から施行する。

参 照 1

芦屋市印鑑条例及び芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

窓口で個人番号カードの提示による印鑑登録証明書の交付を行うため、印鑑登録証明書の交付に係る手続及び手数料の額を定めるほか電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する関係規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市印鑑条例の一部改正（第1条関係）

ア 印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードを提示して交付を申請し、暗証番号（個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号）を入力することで、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。（第14条）

イ 印鑑登録証明書が交付できない場合に、次の場合を追加する。（第16条）

（ア） 個人番号カードの提示がない場合

（イ） 個人番号カードが識別困難な場合

（ウ） 暗証番号の入力がない場合

ウ その他規定の整理

(2) 芦屋市印鑑条例の一部改正（第2条関係）

引用する号の繰下げに伴う規定の整理（第14条）

(3) 芦屋市手数料条例の一部改正（第3条関係）

(1) アの規定による印鑑登録証明書の交付手数料は、300円とする。（別表）

3 施行期日

令和8年1月1日。ただし、2(2)の規定は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条各号列記以外に定める部分の規定により政令で定める日

参 照 2

電気通信事業法抜粋（_____部分は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日施行）

（登録の更新）

第12条の2 （第1項省略）

（第2項及び第3項省略）

4 第1項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。

（イからニまで省略）